

第25号様式（第12条関係）

## 特定開発等事業協定書

日進市（以下「甲」という。）とABC株式会社（以下「乙」という。）は、平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇日建第1-〇〇号で受付をした事業区域において行う特定開発等事業（以下「当該事業」という。）の実施にあたり、日進市開発等事業に関する手続条例（以下「条例」という。）第16条及び条例に係る手続等規則第12条の規定に基づき、下記のとおり協定する。

事業区域 日進市蟹甲町池下〇〇〇番

### 記

- 1 乙は、条例第7条から第15条までのうち甲と協議した内容及び条例第3章の規定を遵守するものとする。
- 2 乙は、事業協定の締結後、当該事業が完了するまでの間に、計画を変更する場合には、特定開発等事業変更計画書を甲に提出するものとする。
- 3 乙は、当該事業を行うにあたっては、安全対策計画書を遵守し、近隣住民及び周辺住民（以下「近隣住民等」という。）への交通障害等を及ぼさないようにするものとする。やむを得ず安全対策計画書から変更が生じる場合には、速やかに甲に報告するとともに、近隣住民等に説明をするものとする。
- 4 乙は、近隣住民等との間に紛争が生じないように努めるとともに、紛争が生じた場合には、誠意をもって自主的にその解決にあたるものとする。
- 5 乙は、許可・承認申請及び届出を要する場合には、速やかに必要書類を提出するものとする。
- 6 この協定に定めのない事項又は条項に疑義が生じた場合には、各々誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

この協定の成立の証として、本書を2通作成し押印の上各々1通を保有するものとする。また、本書は、締結の日から1年以内に事業に着手しない場合には、その効力を失うものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 日進市蟹甲町池下268番地

日進市

市長 萩野 幸三



乙 日進市赤池一丁目〇〇〇番

ABC株式会社 代表取締役 山田太郎



(連絡担当責任者 氏名・連絡先)

日進市香久山二丁目〇〇〇番

有限会社日進測量 日進太郎

〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇